

前回定例会（平成23年11月2日）以降の原子力安全・保安院の動き

平成23年12月7日

原子力安全・保安院

1. 緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査結果等に関する結果報告の受理について

11月9日、東京電力より再調査指示に基づく再調査等の報告書について、受理しました。保安院では、引き続き、東京電力が実施した再調査内容や再調査結果に基づく原因と再発防止策など、当該報告書の内容を厳格に確認していきます。（参考資料 3ページ）

2. 緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等に関する結果報告の確認について

11月18日、保安院は、11月9日に東京電力から再提出された報告書について、再調査において新たな誤りが発見されたことに対する原因究明及び再発防止対策も含め、改めて、調査内容等の確認を行い、結果を公表しました。数値について出典元との照合による確認を行っている等、これまで保安院が確認を行った範囲で問題点はなく、提出された報告書に記載された調査体制・方法による十分な調査等が行われており、適切に調査されていることを確認しました。（参考資料 5～7ページ）

3. 実用発電用原子炉に対する保安検査結果等（平成23年度第2四半期）の原子力安全委員会への報告について

11月21日、保安院は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第72条の3第2項の規定に基づく平成23年度第2回保安検査の結果及び平成23年度第2四半期（平成23年7月1日～9月30日）において実施された安全確保上重要な行為の保安検査の結果等について、原子力安全委員会に報告しました。（参考資料 9～14ページ）

4. 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第1号機及び第7号機の耐震安全性評価報告書（耐震バックチェック報告書）の再点検結果に係る報告書の受理について

11月21日、保安院は、東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所第1号機及び第7号機の耐震安全性評価報告書（耐震バックチェック報告書）の再点検結果に係る報告書を受理しました。報告書によれば、今回の点検対象においては、耐震安全性評価結果に影響を及ぼさない記載の誤りがあったとしているものの、解析のために入力したデータ及び条件設定に誤りがないことを確認したとしています。受理した報告書については、今後、保安院において厳格に確認し、その結果について公表いたします。

（参考資料15～17ページ）

<検査実績（11月3日～12月7日）>

保安検査：（平成23年度第3回保安検査）11月28日～12月13日（予定）

安全確保上重要な行為に係る保安検査：なし

定期検査：（1号機）11月21～22、28～30日

（7号機）11月7～8日

以上

緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査結果等に関する結果報告の受理について(九州電力株式会社及び東京電力株式会社)

2011年11月9日
原子力安全・保安院

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、9月15日、原子力事業者より緊急安全対策等の指示（以下「各指示」という。）に基づく報告書に誤りがあるとの報告を受け、各指示を行った全ての原子力事業者に対し、緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等を行うことを指示しました。（9月15日公表済み）

9月28日、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）及び東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）より当該指示に基づく調査結果等の報告書を受理しました。（9月28日公表済み）

当院は、九州電力及び東京電力の報告書の内容について、調査内容や調査結果に基づく原因究明及び再発防止策の妥当性等の確認を進めていますが、これまでに確認したところでは、十分な調査等が行われたとは認められないため、改めて徹底した調査等を行うよう指示（以下「再調査指示」という。）しました。（10月26日公表済み）

本日（11月9日）、九州電力及び東京電力より再調査指示に基づく再調査等の報告書について、以下の通り、受理しました。

当院は、引き続き、九州電力及び東京電力が実施した再調査内容や再調査結果に基づく原因と再発防止策など、当該報告書の内容を厳格に確認していきます。

九州電力株式会社 緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査（概要）

東京電力株式会社 緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査（概要）

[問い合わせ先]

原子力安全・保安院

原子力発電検査課 電話(03)3501-9547(直通)

▲ PageTop



平成23年11月18日
原子力安全・保安院

緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等に関する結果報告の確認について（東京電力株式会社及び九州電力株式会社）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、9月15日、原子力事業者より緊急安全対策等の指示（以下「各指示」という。）に基づく報告書に誤りがあるとの報告を受け、各指示を行った全ての原子力事業者に対し、緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等を行うことを指示し、各原子力事業者より当該指示に基づく調査結果等の報告書を受領しました。（9月15日、28日公表済み）

当院は、10月26日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）及び九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の報告書の内容について、十分な調査等が行われたとは認められないため、改めて徹底した調査を行うよう指示し、11月9日、東京電力及び九州電力より、再調査結果の報告書を受領しました。また、東京電力からは、各指示に基づく報告書に新たな誤りがあるとの報告がありました。（10月26日、11月9日公表済み）

当院は、東京電力の再調査結果の報告書の内容について、新たな誤りが発見されたことに対する原因究明及び再発防止対策も含め、改めて、確認した結果、適切に調査されていることを確認しました。また、九州電力の再調査結果の報告書の内容を確認した結果、適切に調査されていることを確認しました。

1. 東京電力から再提出された報告書に対する当院の確認結果

当院は、11月9日に東京電力から再提出された報告書について、再調査において新たな誤りが発見されたことに対する原因究明及び再発防止対策も含め、改めて、調査内容等の確認を行いました。

その結果、数値について出典元との照合による確認を行っている等、これまで当院が確認を行った範囲で問題点はなく、提出された報告書に記載された調査体制・方法による十分な調査等が行われていると認められました。

2. 九州電力から再提出された報告書に対する当院の確認結果

当院は、11月9日に九州電力から再提出された報告書について、改めて、調査内容等の確認を行いました。

その結果、数値について出典元との照合による確認を行っている等、これまで当院が確認を行った範囲で問題点はなく、提出された報告書に記載された調査体制・方法による十分な調査等が行われていると認められました。

別紙：各事業者からの誤りに関する報告概要及び評価への影響（再調査において新たに確認された誤り）

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：石垣、今里、忠内^{ただうち}

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

電力安全課長 村上 博之

担当者：安部

電話：03-3501-1511（内線）4921

03-3501-1742（直通）

各事業者からの誤りに関する報告概要及び評価への影響
(再調査において新たに確認された誤り)

別紙

1. 福島第二原子力発電所の緊急安全対策の実施について（平成 23 年 4 月 21 日指示）

事業者名	事業所	誤りの概要	評価への影響
東京電力	福島第二原子力発電所	電源負荷容量の積算に使用する機器の電源負荷の誤り。	修正後の総容量は、配備している電源容量を超過することは無い ため、評価への影響はない。

2. 平成 23 年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（平成 23 年 6 月 7 日指示）

事業者名	事業所	誤りの概要	評価への影響
東京電力	福島第二原子力発電所	電源負荷容量の積算に使用する機器の電源負荷の誤り。	修正後の総容量は、配備している電源容量を超過することは無い ため、評価への影響はない。

平成23年11月21日
原子力安全・保安院

実用発電用原子炉に対する保安検査結果等(平成23年度第2四半期) の原子力安全委員会への報告について

原子力安全・保安院は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第72条の3第2項の規定に基づく平成23年度第2回保安検査の結果及び平成23年度第2四半期(平成23年7月1日～9月30日)において実施された安全確保上重要な行為の保安検査の結果等について、別添のとおり原子力安全委員会に報告しましたので、お知らせします。

(本発表資料のお問い合わせ先)
原子力安全・保安院 原子力発電検査課長 大村 哲臣
担当者：米山、館内
電話：03-3501-1511(内線 4871～5)
03-3501-9547(直通)

実用発電用原子炉に対する保安検査結果等について
(平成23年度第2四半期)

平成23年11月21日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「原子炉等規制法」という)第72条の3第2項の規定に基づき、16原子力発電所に対する平成23年度第2回保安検査の結果、平成23年度第2四半期において実施された安全確保上重要な行為の保安検査の結果等を報告する。

1. 平成23年度第2回保安検査結果について

(1) 検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために実用発電用原子炉設置者(以下「原子炉設置者」という)及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第37条第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表1に示す期間において、全国の原子力保安検査官事務所(16事務所)に駐在している原子力保安検査官他が実施した。なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因して、現在、東京電力(株)福島第一原子力発電所は、政府により緊急事態が宣言されており、災害の拡大防止対策を実施中であることから、今後、危険時の措置の必要性がなくなったと判断された時点で、直ちに保安検査を実施することとしている。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表1に示すとおり発電所毎に、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

特に、島根原子力発電所においては、特別な保安検査として、8月30日から9月14日にかけて、「保守管理の不備等に係る保安規定違反の改善措置状況」について、策定された計画に従い再発防止対策や是正処置の実施状況などについて実施した。他の発電所においては、島根原子力発電所における保守管理等の不備に係る直接原因等に対する実施状況、保守点検対象設備の点検の実施状況等について検査を実施した。

(4) 検査結果

施設への立入り、物件検査、関係者への質問により検査を実施した結果は、別表1に示すとおりである。

検査の結果、「実用発電用原子炉保安検査実施要領」(原子力安全・保安院 内規)に定める保安規定違反の判定区分(以下「保安規定違反判定区分」という。)の「違反1」、「違反2」、「違反3」に該当する事項は認められなかった。

なお、「監視」については、別表3のとおり報告する。

2. 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

(1) 検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために実用発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という）及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第37条第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

平成23年度第2四半期(平成23年7月1日～9月30日)においては、別表2の発電所(号機)に対する安全確保上重要な行為の保安活動の実施状況について、原子力保安検査官事務所に駐在している原子力保安検査官が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表2に示す発電所(号機)に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査の結果、各発電所(号機)においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反判定区分の「違反1」、「違反2」、「違反3」及び「監視」に該当する事項は認められなかった。

3. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成23年度第2四半期(平成23年7月1日～9月30日)では、保安検査期間外において、保安規定違反判定区分の「違反」に該当する事象は認められなかった。

発電所名	検査実施期間	検査項目	検査結果
東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	検査実施期間 9月5日(月) ～9月16日(金)	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況</u></p> <p>② <u>運転管理の実施状況</u></p> <p>③ 放射線管理の実施状況</p> <p>④ 保安教育の実施状況</p> <p>⑤ 特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況</p> <p>⑥ 定例試験(6号機残留熱除去系電動弁手動全開全閉試験、残留熱除去系ポンプ手動起動試験)の実施状況(立会)(抜き打ち検査)</p>	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況」、「運転管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者が策定した「柏崎刈羽原子力発電所における緊急安全対策(実施報告書)」に記載されている、継続的な改善の実施と今後実施する中長期的な対策等について、第1回保安検査以降の実施状況について検査し、適切に対応していることを確認した。</p> <p>「運転管理の実施状況」に係る検査では、新潟県中越沖地震後の長期停止プラントが3基、また、営業運転を再開しているプラントが4基であることを踏まえて、運転管理業務の適切性の確保の観点から、運転管理に係る業務の計画及び実施、評価及び改善等のプロセスについて確認した。これらの運転管理に係る保安活動は適切に実施されていることを確認した。また、原子力保安検査官が日常実施している原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視及び定例試験の立会い(抜き打ち検査)を行った結果、保安活動が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>なお、9月11日に7号機で発生した運転上の制限の逸脱事象については、運転上の制限の逸脱の宣言を適切に判断するまでに時間を要したことから、保安規定第73条第1項の違反事項が認められた。このことから、今後の保安検査等において、事業者が行う原因調査とその対策について確認していくこととした。</p> <p>以上のことから、平成23年度第2回保安検査を実施した結果を総括すると、原子炉設置者の保安活動は概ね良好と判断する。</p>

別表 2 : 安全確保上重要な行為の保安検査の結果について

発電所			安全確保上重要な行為の保安検査	検査実施期間
北海道電力	泊	1号機	燃料取替え時の保安検査(燃料装荷)	2011/8/12~2011/8/16
			ミッドループ運転時の保安検査 (燃料装荷後)	2011/8/15~2011/8/22
		2号機	原子炉の停止時の保安検査	2011/8/24~2011/8/29
			ミッドループ運転時の保安検査 (燃料取出前)	2011/8/29~2011/9/2
			燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/8/2 ~ 2011/9/5
東北電力	女川	2号機	海水系統切替え時の保安検査	2011/9/28 ~ 2011/9/30
		3号機	燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/9/21 ~ 2011/9/27
東京電力	柏崎刈羽	1号機	原子炉の停止時の保安検査	2011/8/4 ~ 2011/8/8
			燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/8/11 ~ 2011/8/23
			海水系統切替え時の保安検査	2011/9/2 ~ 2011/9/12
			燃料取替え時の保安検査(燃料装荷)	2011/9/2 ~ 2011/9/15
		7号機	原子炉の停止時の保安検査	2011/8/19 ~ 2011/8/24
			燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/9/9 ~ 2011/9/29
日本原子力 発電	敦賀	2号機	ミッドループ運転時の保安検査 (燃料取出前)	2011/8/31 ~ 2011/9/9
			燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/9/8 ~ 2011/9/14
関西電力	大飯	4号機	原子炉の停止時の保安検査	2011/7/21 ~ 2011/7/27
			ミッドループ運転時の保安検査 (燃料取出前)	2011/7/22 ~ 2011/7/28
			燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/7/28 ~ 2011/8/2
	高浜	4号機	原子炉の停止時の保安検査	2011/7/20 ~ 2011/7/26
			ミッドループ運転時の保安検査 (燃料取出前)	2011/7/22 ~ 2011/7/28
			燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/7/28 ~ 2011/8/1
四国電力	伊方	1号機	原子炉の停止時の保安検査	2011/9/2 ~ 2011/9/6
			ミッドループ運転時の保安検査 (燃料取出前)	2011/9/5 ~ 2011/9/13
			燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/9/9 ~ 2011/9/15
九州電力	川内	1号機	燃料取替え時の保安検査(燃料装荷)	2011/6/27 ~ 2011/7/1
			ミッドループ運転時の保安検査 (燃料装荷後)	2011/7/1 ~ 2011/7/11
		2号機	原子炉の停止時の保安検査	2011/8/30 ~ 2011/9/5
			ミッドループ運転時の保安検査 (燃料取出前)	2011/9/2 ~ 2011/9/9
			燃料取替え時の保安検査(燃料取出)	2011/9/8 ~ 2011/9/13

別表3：保安規定違反判定区分「監視」について

発電所		件数	時期	保安規定違反の概要
東京電力	柏崎	1件	☆	<p>平成23年9月11日、原子炉の直流電源系設備において、125V直流電源の充電器が故障により予備充電器で運転していたところ、予備充電器も故障し、2台の充電器が機能喪失したことから、保安規定第64条で規定されるLCOの逸脱状態となった。しかし、直流電源は蓄電池により電気が供給されていたため、当直長は、LCO逸脱ではないと思ひこみ、正しく判断するまで、警報発生から約2時間を要したことから、保安規定第73条第1項の「判断を速やかに行う」ことができなかつたものである。</p> <p>本事象は、重要度分類指針のクラス1に分類される直流電源系に対する保安規定第64条のLCO逸脱判断において、誤認識により、正しい判断が速やかに行われなかつたものであるが、直流電源は蓄電池により維持されており原子炉の安全に影響を及ぼすものでなかつたため『監視』と判定した。</p>
中部電力	浜岡	1件	☆	<p>平成23年5月、浜岡5号機において復水器の細管が損傷し、原子炉内へ海水が流入した事象を受け、原子炉水の塩化物濃度を希釈、低減する復旧作業を、原子炉水浄化装置系(CUW)を用いて行っていた。しかし、この方法ではフィルタ脱塩塔の脱塩能力が低下するため、別の方法として、脱塩水系と補給水系を仮設ライン(非金属製フレキシブルホース)で接続して希釈を実施していた。</p> <p>平成23年7月12日、仮設ラインを用いた運転をしていたところ曲げ部に加重が生じたことにより破損、脱塩水が漏れ出した。</p> <p>本事象は、計画段階において、当該ホースに対する事前の技術的検討が不足していたものであり、保安規定第3条品質保証計画7.3.4設計開発のレビューが適切に行われていなかつたものであるが、漏洩量も少なく原子力安全に及ぼした影響は軽微と評価されることから『監視』と判定した。</p>
中国電力	島根	1件	☆	<p>平成23年8月26日、島根3号機(現在建設中のプラント)の原子炉建物5階(管理区域)で作業していたた協力会社作業員1名が、着用すべき個人線量計のうち、警報付個人線量計(以下、「APD」という。)を着用していなかつた(ガラスバッチは着用)ことが本人からの報告により判明した。</p> <p>事業者は管理区域に入域する作業員に対して、保安規定第104条「協力会社の放射線防護」に基づき、ガラスバッチとAPDを着用させることとしているが、それが適切に実施されなかつたものである。</p> <p>本事象は、APDは着用していなかつたもののガラスバッチは着用しており、また、被ばく線量も検出下限値以下であり、原子力安全に及ぼすものではなかつたため『監視』と判定した。</p>

(凡例) ☆：保安検査期間
◇：保安検査期間外

平成23年11月21日
東京電力株式会社

柏崎刈羽原子力発電所1号機及び7号機
耐震安全性評価報告書の再点検に関する報告（概要）

1. 調査内容

平成23年8月22日に発出された原子力安全・保安院指示文書「耐震安全性評価報告書の再点検について（指示）」（平成23・08・22原院第1号）に基づき、当社が提出している耐震安全性評価報告書のうち柏崎刈羽原子力発電所1号機及び7号機に関する報告書について、以下の各評価・検討項目に係る解析を対象として調査を実施した。

調査対象となる評価・検討項目

評価・検討項目	対象号機	
	1号機 ^{※1}	7号機 ^{※2, ※3}
基準地震動 S_s の策定	○	○
建屋基礎地盤の安定性評価	○	○
安全上重要な建物・構築物の耐震安全性評価	○	○
安全上重要な機器・配管系の耐震安全性評価	○	○
屋外重要土木建造物の耐震安全性評価	○	○
地震随件事象に対する考慮（津波に対する安全性）	○	○
地震随件事象に対する考慮（活断層の変位に伴う建屋基礎地盤の変形評価）	○	○

※1：柏崎刈羽原子力発電所1号機

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書
（平成22年3月）

※2：柏崎刈羽原子力発電所7号機

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書（改訂1）
（平成21年1月）

※3：柏崎刈羽原子力発電所7号機

タービン建屋の地震応答解析における耐震壁及び補助壁の取扱いの不適合に伴う再評価結果等の耐震安全性評価報告書等への反映について（平成21年4月）

2. 調査概要

調査対象となる評価・検討項目に係る解析について、当社及び当社が解析を委託した会社（以下、「委託先」という）が以下の調査を実施した。

【委託先】

入力データ及び条件設定に関する確認資料（入力根拠書・作業チェックシート等）毎に以下の確認を実施。

- 入力根拠書、作業チェックシート等のダブルチェックすべき項目に漏れが無いことを確認
- ダブルチェックすべき項目について、確実にダブルチェックが実施されていることを確認

【当社】

入力データ及び条件設定等の誤りの有無を調査するため、全設備について以下の確認を実施。

- 入力根拠が妥当であることを、委託先から提示された資料をもとに確認
 - 計算機プログラム等への入力が正確に実施されていることを、委託先から提示された資料をもとに確認
- など

3. 調査結果

柏崎刈羽原子力発電所1号機及び7号機に関する耐震安全性評価報告書の再点検を実施した結果、耐震安全性評価結果に影響を及ぼさない、報告書の記載誤り（60箇所[※]）はあったが、耐震安全性評価に係る入力データ及び条件設定に誤りが無いことを確認した。

※ 報告書記載誤りについては、同一の誤りを複数箇所にコピーしている場合等についても、それぞれ個別の誤りとして箇所数を求めた。

以上

平成23年11月21日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第1号機及び第7号機の耐震安全性評価報告書（耐震バックチェック報告書）の再点検結果に係る報告書の受理について

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、本日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から、柏崎刈羽原子力発電所第1号機及び第7号機の耐震安全性評価報告書（耐震バックチェック報告書）の再点検結果に係る報告書を受理しましたのでお知らせします。

なお、東京電力から受理した報告書については、今後、当院において厳格に確認し、その結果について公表いたします。

1. 経緯

平成23年7月22日、当院は、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所第3号機の耐震安全性評価における解析データ入力に誤りがあるとの報告を受け、九州電力に対し、原因究明及び再発防止策等を実施し報告するよう指示しました。（平成23年7月22日お知らせ済み）

その後、九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機、東京電力株式会社福島第二原子力発電所第2号機、関西電力株式会社高浜発電所3、4号機の耐震安全性評価における解析データ入力に誤りがあると、それぞれの事業者から報告を受けました。（平成23年7月29日、8月11日、22日お知らせ済み）

これらの誤りは、いずれも耐震安全性評価に大きく影響を与えるものではありませんでしたが、入力データの誤り自体が評価結果に対する信頼度の低下を招くことに繋がりがねないことから、平成23年8月22日、全ての原子力事業者に対し、解析の委託先を問わず、耐震安全性評価報告書について再点検を行うことを指示しました。（平成23年8月22日お知らせ済み）

2. 東京電力から受理した報告書の概要

報告書によれば、柏崎刈羽原子力発電所第1号機及び第7号機の耐震安全性評価報告書の再点検の結果、今回の点検対象においては、耐震安全性評価報告書に、耐震安全性評価結果に影響を及ぼさない記載の誤りがあったとしているものの、解析のために入力したデータ及び条件設定に誤りがないことを確認したとしています。

3. 当院の対応

受理した報告書については、今後、当院において厳格に確認し、その結果について公表いたします。

- ・添付：柏崎刈羽原子力発電所1号機及び7号機耐震安全性評価報告書の再点検に関する報告（東京電力株式会社）

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院

原子力発電安全審査課耐震安全審査室長 小林 勝

担当者：野中、江崎

電 話：03-3501-1511（内線 4861～7）

03-3501-6289（直通）